平成２１年（フ）第１８４号
青森県つがる市富萢町屏風山１番地859
債務者　松橋　光子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
青森県五所川原市金木町蒔田桑元65番地３
債務者　川口志穂子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉467番地　駅東団地101号
債務者　出町　興三
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉467番地　駅東団地101号
債務者　出町　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井12番地
債務者　永澤　幸美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
青森県つがる市木造丸山竹鼻52番地１
債務者　工藤　久仁
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
青森県五所川原市金木町芦野234番地１
債務者　辻　　純子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
青森県北津軽郡板柳町大字掛落林字宮本23番地２
債務者　対馬　綾子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１０６７号
東京都八王子市山田町1606番地47
債務者　荒巻　三雄
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０６８号
東京都八王子市山田町1606番地47
債務者　荒巻　純子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０７５号
東京都町田市成瀬2275番地３ヒルサイドヴィレッジ102
債務者　澤木　功一
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０８０号
東京都昭島市大神町４丁目24番14号
債務者　吉本　真理
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０５５号
東京都多摩市落合４丁目３番地１―105
債務者　桑木野智子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１８６号
山口県光市大字岩田2452番地
債務者　國谷惠美子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第５９７号
静岡市駿河区池田738番地
債務者　岡村　　明
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部